NS3－219	McCloskey 105－2	R　〃	〃
NS3－220	McCloskey 80	S　〃	〃
NS3－221	McCloskey 70	R　〃	〃
NS3－222	国際油圧 S－160DXT4	KJW YoungSun Diatech	651－5, Baran-ro, Hyangnam-eup, Hwaseong-si, Gyeonggi-do, Korea

経済産業省
○国土交通省告示第七十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年五月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－223	リープヘル 36－410 LB	タップ・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町1778番地1－1010号
NS3－224	DYNAPAC CA2500D	関東鉄工株式会社	茨城県古河市尾崎41番地41
NS3－225	サンドビック H514 T4F	サンドビック株式会社	兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
NS3－226	Pronar 2.85G MRW	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目1番18号

経済産業省
○国土交通省告示第七十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成三十年一月十九日、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－188	コマツ WR004 KDP－	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号

経済産業省
○国土交通省告示第七十二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－141	ヰセキ HC1100	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地

経済産業省
○国土交通省告示第七十三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき新潟トランシス株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更する承認事業者の住所

新

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

2．変更年月日

平成24年9月24日

経済産業省
○国土交通省告示第七十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきケルヒャージャパン株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年六月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

1．変更する承認事業者の住所

新

神奈川県横浜市港北区大豆戸町639番地3

旧

宮城県黒川郡大和町松坂平三丁目2番地

2．変更年月日

平成29年8月7日

○国土交通省告示第七百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社長崎造船所	長崎県長崎市飽の浦町1番1号	鋼製船体	平成30年5月25日から平成35年5月24日まで